

世界文化遺産部会の設置について

令和 4 年 4 月 1 2 日
文化審議会 決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 1 2 年 6 月 7 日政令第 2 8 1 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 2 3 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に世界文化遺産部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項
- （2）世界遺産条約第 1 1 条 1 に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- （3）世界遺産条約第 1 1 条 2 に基づき、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件（文化庁の所掌に係るものに限る。）の候補の選定に関する事項
- （4）その他、世界遺産条約の実施に関し必要な事項（文化庁の所掌に係るものに限る。）

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2. に掲げる事項については、世界文化遺産部会の議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第 6 期文化審議会世界文化遺産部会委員

(令和 4 年 4 月 1 5 日付)

(正委員)

佐藤 信 東京大学名誉教授

松田 陽 東京大学准教授

(臨時委員)

池邊 このみ 千葉大学大学院園芸学研究科教授

伊藤 毅 青山学院大学総合文化政策学部客員教授、
東京大学名誉教授

岩本 渉 アジア太平洋無形文化遺産研究センター所長

大窪 健之 立命館大学理工学部環境都市工学科教授

窪田 亜矢 東京大学生産技術研究所野城智也研究室特任研究員

黒田 乃生 筑波大学芸術系教授

佐々木 葉 早稲田大学教授

鈴木 淳 東京大学大学院教授

中嶋 節子 京都大学大学院人間・環境学研究科教授

菱田 哲郎 京都府立大学文学部教授

二神 葉子 東京文化財研究所文化財情報研究室長

本中 眞 奈良文化財研究所長

山田 幸正 東京都立大学プレミアムカレッジ特任教授

文化審議会世界文化遺産部会運営規則（案）

（令和 4 年 9 月 日 文化審議会世界文化遺産部会決定）

文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 5 項の規定に基づき、文化審議会世界文化遺産部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第 1 条 文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成 12 年政令第 281 号）及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第 2 条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

（守秘義務及び利益相反）

第 3 条 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、それぞれ調査審議の過程において取得した一切の情報を、口頭及びその他の手段を用いて漏らしてはならない。ただし、当該案件の議決後に公表された情報についてはこの限りではない。

2 委員、臨時委員及び専門委員は、世界遺産条約第 11 条 1 に基づき世界遺産暫定一覧表に記載すべき物件の候補、世界遺産条約第 11 条 2 に基づき世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件の候補を選定する際、当該候補について自己が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない。

（雑則）

第 4 条 文化審議会運営規則第 2 条第 2 項の規定は、部会にこれを準用する。

第 5 条 部会は、その調査審議事項に関し、必要があると認めるときは、当該事項に関係がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第 6 条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和 4 年 月 日）から施行する。

文化審議会世界文化遺産部会の会議の公開について（案）

（令和 4 年 9 月 日 文化審議会世界文化遺産部会決定）

文化審議会世界文化遺産部会（以下「部会」という。）の会議の公開については、文化審議会世界文化遺産部会運営規則（令和 4 年 9 月 日文化審議会世界文化遺産部会決定）第 2 条第 1 項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 部会の会議は、公開とする。ただし、次の（1）から（4）までの案件を審議する場合を除く。

- （1）部会長の選任その他人事に係る案件
- （2）世界文化遺産部会の設置について（令和 4 年 4 月 12 日文化審議会決定） 2. 調査審議事項（以下「部会の調査審議事項」という。）（2）により、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件の候補の選定の調査審議に係る案件
- （3）部会の調査審議事項（3）により、世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる物件の候補の選定の調査審議に係る案件
- （4）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件

2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁文化資源活用課（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。

4. 3. の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、部会長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。

5. 登録傍聴人は、4. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、部会長は退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

（議事録の公開）

6. 議事録は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。なお、この場合において、1. ただし書の（4）に該当する案件については、議事録を非公開とする理由を議事要旨に明記するものとする。

（会議資料の公開）

7. 会議資料は公開とする。ただし、1. ただし書に掲げる案件の会議資料は非公開とする。

世界遺産一覧表記載資産の保全状況の概要について
(この一年間に保全状況に関連して大きな動きのあったもの)

令和4年9月14日
文化庁

【法隆寺地域の仏教建造物】

- ・ 門前地区（緩衝地帯内）において宿泊施設の建設計画があるが、設計変更などにより発掘調査が中断している。
- ・ 奈良県及び斑鳩町による連携会議の設置について協議中。

【姫路城】

- ・ 平成14年に設置された防災施設について、令和4年度を目途に更新整備中。
- ・ 特別史跡姫路城跡保存活用計画（特別史跡姫路城跡整備基本計画を改定）について策定作業中。

【古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）】

- ・ 平成30年の台風21号による被害の復旧作業が複数の構成資産で継続中（清水寺、醍醐寺、高山寺）。
- ・ 複数の構成資産で、修理、整備あるいは防災施設整備等を実施中（賀茂御祖神社、教王護国寺、延暦寺、龍安寺、本願寺、二条城、仁和寺）。
- ・ 賀茂別雷神社において、一の鳥居前にあった駐車場・バス乗り場・店舗を撤廃し、歩行者専用の空間として再整備を実施中（昨年と変わらず）。
- ・ 仁和寺門前、二条城北側隣接地（2件）の宿泊施設建設計画が進行中。
- ・ 包括的保存管理計画については最終調整中。なお、この策定にかかる協議会は完成をもって解散予定で、これに代わる恒常的な組織として「古都京都の文化財」連絡協議会（仮称）を設置予定。
- ・ 賀茂御祖神社、鹿苑寺において保存活用計画策定中。

【白川郷・五箇山の合掌造り集落】

- ・ 令和4年2月に白川郷地区内で一般家屋の火災が発生したこともあり、荻町伝建地区の防災計画について、令和5年度計画策定着手に向け令和4年度は準備作業を実施。
- ・ 白川村村内で茅刈の機械化を含む茅の確保の目処がついた。令和4年度には機械で刈り取った茅の束ねなおし作業スペースの確保を目的とした茅保管庫の増設を行う予定。

【原爆ドーム】

- ・ 史跡原爆ドーム保存技術指導委員会を開催し、平成30年度から令和2年度にかけて実施した保存事業について精査した。

【巖島神社】

- ・ 東回廊ほか3棟について、保存修理事業を行った。
- ・ 大鳥居について、令和4年度までの予定で修理事業を実施中。

【古都奈良の文化財】

- ・ 平城宮跡における国営公園整備事業について、第一次大極殿院の南門復原整備工事が令和4年3月に完了した。今後、東楼や回廊等の復原が予定されている。
- ・ 平城宮跡を横断する近畿日本鉄道奈良線の移設が協議・検討されている。
- ・ 平城宮跡南側の県営公園区域（緩衝地帯）で、歴史体験学習館の整備に向けた検討や用地買収が進んでいる。
- ・ 奈良公園（緩衝地帯）から春日大社萬葉植物園（構成資産内）に重要文化財旧春日大社板倉（円窓）を移築する工事が行われ、令和3年10月に竣工した。

【日光の社寺】

- ・ 平成28年度より国土交通省日光砂防事務所が、資産となる建造物等への被害防止のため「山内地区砂防堰堤群整備事業」として大猷院沢・竜光院沢の堰堤・床固め整備等を実施中である。

【琉球王国のグスク及び関連遺産群】

- ・ 令和元年の火災後、首里城跡では瓦礫を撤去、被災遺構は覆砂による養生、公開部分には覆屋を設置、薬剤による強化処置を施しモニタリングを継続実施している。
- ・ 斎場御嶽では、令和3年度に整備基本計画を策定。令和4年度に当該計画を基に、現況測量調査及び整備基本計画を実施する予定。
- ・ 勝連城跡では、緩衝地帯外の高さ制限緩和により周囲の景観に影響を与える可能性が懸念されている。
- ・ 中城城跡では南西側にあったホテル跡の撤去工事が完了し、今後、県営中城公園整備事業において整備を実施する。
- ・ 識名園内の池（心字池）の水質改善を目的に浚渫を行った。その結果、池に繁茂する藻が抑制され、景観が向上した。

【紀伊山地の霊場と参詣道】

- ・ 熊野参詣道伊勢路（花の窟）において、ご神体となっている巨岩の一部が風化により落下した。落下による人的被害はなく、玉垣の破損があった。
- ・ 金峯山寺仁王門が老朽化しているため、修理工事を行っている。また、本堂（蔵王堂）のドレンチャーおよび檜皮葺屋根の一部が老朽化しているため、改修事業を実施中。

【石見銀山遺跡とその文化的景観】

- ・ 令和3年8月の台風9号により、龍源寺間歩に至る市道沿いにある三木屋橋付近の河川護岸が崩落したため、利用者の安全確保のために改修を実施した。
- ・ 石見銀山とその周辺地域の概説書『石見銀山学ことはじめ』第5巻を刊行した。本書は全7巻構成であり、順次刊行される予定。

【平泉一仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群】

- ・ 中尊寺、毛越寺、無量光院跡など複数の構成資産において修理や整備事業が

進行している。また、観自在王院跡について、新たに公有化された範囲及び老朽化した範囲の整備のための整備計画を策定し、整備にあたっての内容確認調査を実施している。

- ・ 中尊寺大池伽藍跡及び無量光院跡の発掘調査、修復の計画書に対し令和2年10月に追加報告をユネスコ世界遺産センターから要請されたことから、令和4年度に追加報告を行うこととしている。
- ・ 緩衝地帯において「平泉の文化遺産」ガイダンス施設が開設された。
- ・ 平泉町祇園地内（緩衝地帯）の高速道路スマートインターチェンジ建設については、①資産／周辺の景観等への影響、②考古学的情報への影響について遺産影響評価（HIA）を行った。②については、事業予定地に所在する遺跡の発掘調査を実施し、調査は終了した。①については、事業者等が資産に対する影響の軽減に配慮しつつ工事を進め、供用が開始された。
- ・ 令和4年2月に「平泉学フォーラム」を開催した。

【富士山-信仰の対象と芸術の源泉】

- ・ 須走口五合目において、令和4年度環境省等によりインフォメーションセンター等の建設が予定されている。
- ・ 富士宮口五合目において、令和10年度の供用開始を目指して静岡県による来訪者施設の建設が予定されている。
- ・ 静岡県内の緩衝地帯において、令和4年度から送電設備建替工事が予定されている。

【富岡製糸場と絹産業遺産群】

- ・ 高山社について整備事業を実施中。令和4年度は、母屋の発掘調査と実施設計を実施する。長屋門下部の石垣の孕みについては令和3年度に修復完了。
- ・ 田島弥平旧宅の建造物にかかる修復整備を平成30年度より始めており、令和3年度には東門について完了した。全体の完成は令和4年6月を予定。
- ・ 富岡製糸場の緩衝地帯内において太陽光発電施設の計画が2件あったが、1件は地形上の理由から中止、1件は事業地を市が買収することを前提に移転見込み。

- ・ HIA マニュアルの策定に向けた検討を進めており、令和4年度に策定予定。

【明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業】

- ・ 令和2年3月に産業遺産情報センターが東京都新宿区に設置された。
- ・ 平成30年の第42回世界遺産委員会決議に留意し、インタープリテーション戦略の実施状況を含む保全状況報告書を令和2年11月にユネスコ世界遺産センターに報告した。
- ・ 令和3年7月、第44回世界遺産委員会において当該資産の保全状況に関する審議が行われた。令和4年12月1日までに再度保全状況報告書をユネスコに提出することとされている。
- ・ 三重津海軍所跡や三池炭鉱エリアでガイダンス施設を整備中。
- ・ 令和元年夏季の豪雨で大規模な崩落が発生した寺山炭窯跡や、令和2年夏季の豪雨で被災した三池炭鉱専用鉄道敷跡で復旧工事を実施予定。
- ・ 旧グラバー住宅や宮原坑・万田坑の建造物で耐震補強工事を実施、旧集成館機械工場でも今後実施予定。

【国立西洋美術館】

- ・ 国立西洋美術館の前庭について、当初のコルビュジエの表現意図を回復することを主目的とした整備を行った。本整備計画に関してはHIAを行い、令和2年8月に報告書をイコモスへ提出している。本工事のため令和2年10月より休館していたが、令和4年4月9日から開館している。
- ・ 緩衝地帯内のJR上野駅公園口前におけるJR東日本、東京都、台東区の3者による駅舎及び駅前空間整備事業が竣工済。
- ・ 平成30年の第42回世界遺産委員会の保全状況審査の決議に基づき、令和2年12月に関係国とル・コルビュジエ財団とで提出した保全状況報告については、令和3年の第44回世界遺産委員会で審議された。

【「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群】

- ・ 宗像大社沖津宮において、祭祀遺跡として認識されていなかった範囲で新たな遺物の分布が確認された。

- ・ 平成 30 年度に定められた洋上風力発電施設規制範囲について、具体の事業に先立つ HIA のための方法書を作成しユネスコへ提出した。
- ・ 宗像大社辺津宮斎館の建替が完了し、供用を開始している。今後、資産に隣接する旧祈願殿の撤去が予定されている。

【長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産】

- ・ 長崎県内において太陽光発電施設の設置計画があり、HIA レポートを作成しユネスコに提出した。
- ・ 五島市奈留島内（構成資産外）に世界遺産ガイダンス施設を整備し、令和 3 年 11 月に供用を開始した。また、「奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）」の資産範囲を含む奈留島北西部の地域が重要文化的景観に選定された（令和 4 年 3 月 15 日官報告示）。
- ・ 令和 3 年度末に HIA 運用マニュアルを策定し、令和 4 年度から関係市町を含めて運用している。また、「世界遺産の保存活用に向けた県公共事業あり方ガイドライン」を令和 3 年度末に改定した。
- ・ 構成資産所在県市町の担当職員及び関係者が行う調査研究活動の成果を掲載した研究紀要を創刊した。

【百舌鳥・古市古墳群】

- ・ 大仙公園地内において、堺市がガス気球の試験運行を計画中。試験運行は本格実施に向けた HIA の一環として期間限定で実施する予定。
- ・ 百舌鳥エリア緩衝地帯内に位置する南海鉄道高野線の高架化事業の HIA を実施し、ユネスコに提出した。
- ・ HIA マニュアルを策定した。

【北海道・北東北の縄文遺跡群】

- ・ 大平山元遺跡の緩衝地帯で計画しているガイダンス施設の基本設計が終了、令和 4 年度には実施設計にかかる HIA を実施する予定。
- ・ 垣ノ島遺跡における史跡整備が完了し、令和 3 年 7 月から公開している。
- ・ 田小屋野貝塚及び亀ヶ岡石器時代遺跡の緩衝地帯外の砂丘地において新たな

な風力発電事業計画が生じたが、フォトモンタージュをもとに事業者と協議を重ね、資産内外からの眺望に負の影響を与える可能性のある地点については計画が変更された。また、青森県日本海沖南側で再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業の実施のための「促進区域」指定に向けて、令和3年12月に青森県沖日本海（南側）における協議会が開催された。

- ・ 大船遺跡では、資産南西側の緩衝地帯において国道278号尾札部道路（バイパス）工事が行われている。
- ・ 伊勢堂岱遺跡では、鷹巣西道路（高速道路）との間に遮蔽のための植栽工事を実施した。
- ・ 大湯環状列石では、資産内を通る県道の移設に係る詳細地形図を作成した。
- ・ キウス周堤墓群では、緩衝地帯に案内所用地を整備した（面積：300㎡、内容：市有林の伐開（非抜根）・盛土整地・砂利敷き舗装）。
- ・ 大森勝山遺跡では、史跡整備計画に基づき園路舗装を実施した（HIA実施済）。また、緩衝地帯において休息便益施設用給水管敷設工事や史跡隣接地における駐車場基盤造成等の整備を実施した（HIA実施済）。令和4年度は、史跡整備として説明板等の整備工事を実施する予定（HIA実施済）。
- ・ 是川石器時代遺跡では、資産内の既存施設（八戸市歴史民俗資料館）の地上部分を撤去した。
- ・ ニツ森貝塚及び入江・高砂貝塚において、ガイダンス施設が開館した。